

職場のメンタルヘルス対策をお手伝いします!

# 「メンタルヘルス対策支援事業」のご案内



## 京都産業保健総合支援センター

京都産業保健総合支援センターでは、事業場におけるメンタルヘルス対策の普及促進を図るため、当センターにメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者（メンタルヘルス対策促進員）を配置し、

- 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援
- 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援
- 3 管理監督者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 4 若年労働者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 5 ストレスチェック制度の導入に関する支援

などの事業場への個別訪問支援サービスを**無料**で提供しております。

また、当センターでは精神科医や臨床心理士等の専門家を配置し、職場のメンタルヘルスに関する悩みや課題等のご相談等に**無料**に対応しています。

### 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援

メンタルヘルス対策の基本は、経営トップが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。

産業カウンセラー、社会保険労務士、労働衛生コンサルタント等のメンタルヘルス対策促進員が事業場に出向き、「心の健康づくり計画」の作成支援等を行います。

### 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援

メンタル不調により休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、「職場復帰支援プログラム」の策定や就業規則等の関連規定の整備等により、休職から復職までの社内ルールを明確にしておくことが必要不可欠です。

メンタルヘルス対策促進員が事業場に出向き、「職場復帰支援プログラム」の作成支援等を行うとともに、精神科専門医等による多角的検討の支援も実施しています。

### 3 管理監督者教育への講師派遣

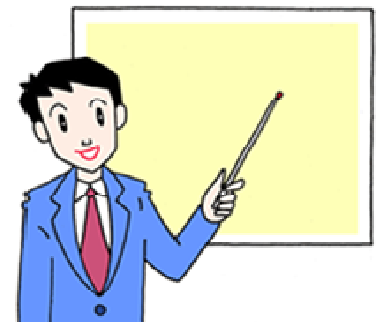
メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、事業場の管理監督者の方々に、メンタルヘルス対策を進める上で必要な「管理監督者の役割」や「管理監督者の取組事項」についての教育や研修を実施します。

（講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。）

### 4 若年労働者教育への講師派遣

メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、事業場に就労して間もない若年労働者に対し、自殺予防等のためのセルフケア教育や研修を実施します。

（講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。）



## 5 ストレスチェック制度の導入に関する支援

平成27年12月より施行が義務付け（従業員数50人以上の事業場のみ）となったストレスチェックとは、事業主が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査です。制度がよくわからない、どのように実施したらよいかわからない等のお悩みがあれば、メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き導入にあたっての支援等を行います。

## 6 相談窓口の開設

事業主や人事労務担当者などから寄せられる相談に、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の相談員が対応し、抱える課題等の解決をお手伝いします。

この相談窓口では、メンタル不調者に関する医学的・専門的な事項のほか、メンタル不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方、復職後の就業上の配慮など幅広い分野に関するご相談をお受けしています。（面談、電話でのご相談の場合は、事前の予約が必要です。相談員等の出勤予定はホームページでご確認頂けます。）



メンタルヘルス支援事業のご利用をお考えの場合は、この用紙に必要事項をご記入の上、FAX【075 (212) 2700】していただくか、E-mail【info@kyotos.johas.go.jp】で連絡してください。折り返し、当センターの担当から貴社ご担当者に連絡をさせていただきます。

事業場名		担当者 職氏名	
所在地	〒 電話： ( ) FAX： ( ) E-mail：		
業種		労働者数	
希望される サービス内容 (○を付ける)	1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援 3 管理監督者に対する教育・研修 4 若年労働者に対する教育・研修 5 ストレスチェック制度導入に関する支援 6 精神科医、カウンセラー等専門家への相談 7 その他 [ ]		

ご記入いただいた個人情報等につきましては、当センターが責任をもって管理いたします。

事業の詳細内容は、当センターのホームページをご覧ください。

京都産業保健総合支援センター

検索

京都産業保健総合支援センター

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

電話 075(212)2600 FAX 075(212)2700 E-mail : info@kyotos.johas.go.jp